

健康保険の特例措置による医療費無料化の長期継続について

2020年11月26日

厚生労働省 様
復興庁 様

福島原発事故で政府の避難指示が出された地域の住民には、健康保険の特例措置による医療費一部負担の無料化、健康保険料の免除措置が講じられています。

私たち8団体は、地元の声を背景に、特例措置の長期継続と拡大を求めて、2018年7月5日、2018年12月20日、2019年9月11日の3回、交渉に取り組んできました。

昨年12月に閣議決定された「復興創生期間後の復興基本方針」において、「避難指示地域の医療費無料化措置（健康保険料の無料化と窓口3割負担の無料化）については見直す」とされており、大変憂慮しています。

10月5日の交渉を踏まえ、12月11日に別紙質問書により、政府交渉を設定させていただきます。実りあるものとなるよう、よろしくお願いいたします。

なお、質問に対する回答は指定していません。両省庁で相談してご回答ください。

12月11日（金） 会場：参議院議員会館 B104会議室 当日のプログラム 11時00分～12時00分 厚生労働省、復興庁との交渉
--

主催団体

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

紹介議員

福島みずほ参議院議員

連絡先

原子力資料情報室	担当（片岡遼平）	Tel：03-6821-3211
ヒバク反対キャンペーン	担当（建部 暹）	Tel&Fax：072-792-4628

- ・参加者は40名規模。
- ・報道関係者参加の予定
- ・インターネットによるライブ配信を予定。

厚生労働省、復興庁への質問

質問1 「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針（平成23年5月17日）」には、

原子力政策は、資源の乏しい我が国が国策として進めてきたものであり、今回の原子力事故による被災者の皆さんは、いわば国策による被害者です。復興までの道が仮に長いものであったとしても、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいります。

と記載されています。

- (1) 「復興・創生期間後における復興の基本方針（2019年12月）」はこれを踏襲していますか。
- (2) 事故被災者が国策の被害者であること、原子力政策を推進し事故を招き多数の被害者を生み出した国の責任、復興の責任といった重要なことは踏襲されるべきであるし、当面の取組方針改訂版にも明記すべきではありませんか。

質問2 前回10月5日の回答では、医療インフラの整備・健康診断等について、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応すべき課題として言及されました。

避難指示地域等に居住していた住民に対する「医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免措置」についても、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応すべき重要な課題であると私たちは考えますがどうですか。

質問3 復興庁は前回10月5日の回答で、「他の災害に例を見ない未曾有の状況」という表現をされました。復興庁の行政事業レビューシート（令和2年度）でも「未曾有の大震災への対応として国が実施すべき事業である。」といった記述があります（参考資料2を見てください）。確かに日本で初めての大規模原子力災害であり、未曾有の災害です。けれども国策として原子力政策を推進した結果生じた大規模原子力災害であることや国の責任については全く触れていません。東電福島第一原発事故が国策として原子力政策を推進した結果生じた大規模原子力災害であることや国の責任について、どのような認識ですか。

質問4 「復興・創生期間後における復興の基本方針（2019年12月）」はこれまでの総括の上に復興・創生期間後における復興の基本方針を打ち出すということで作成されています。

「減免措置」について、その必要性、果たしてきた役割など、どのように総括されていますか。

質問5 「復興・創生期間後における復興の基本方針」作成過程で「減免措置見直し」が書き込まれたのはどの段階ですか。また、それがわかる議事録等あれば示してください。

質問6 復興庁の行政事業レビューシート（令和2年度）では、医療費窓口負担の減免措置等の国の支援は「ニーズを反映している。」「国が実施すべき事業。」「優先度が高い。」とされています（参考資料2を見てください）。

復興庁が大幅な見直しが必要と考えているとは読み取れません。どうですか。

質問7 「復興・創生期間後における復興の基本方針」の「減免措置見直し」の中の記載について

- (i) 「被災地方公共団体の保険財政の状況等も勘案しながら」とはどのようなことを指すのですか。
- (ii) 「被保険者間の公平性等の観点」とはどのようなことを指すのですか。
- (iii) 東電福島第一原発事故被害は汚染や被ばくレベルは均一ではなく、被災状況や生業の違い等によっても被害状況は様々です。避難指示が出された地域の住民はもちろんのこと、広範囲の人々が生活や生業の被害を受けています。また被ばくによる健康被害も懸念されています。減免措置について公平性を問題にするのであれば、事故による（法令で担保されている年1mSvを超える）被ばくを強いられた全ての人々に公平に減免措置を適用するようにすべきです。現行の減免措置をなくしていく「見直し」は原発事故被害の実状を無視しているのではありませんか。

質問8 2012年9月で国の全額負担の制度は廃止され、2012年10月から、医療費が3%以上増加した市町村に対して、負担増加分の80%を国が交付金で支援してきました。その結果、2割分が自治体の負担となることを理由に、免除措置を打ち切る自治体が続出し、福島県の避難指示地域以外や宮城県では、保険料の免除や窓口負担の無料措置は現在実施されていません（詳細は参考資料3）。先行するこうした実態に照らして、万一避難指示地域の無料措置費用の国の支援が削減された場合、私たちは無料措置は消滅することを危惧します。厚生労働省、復興庁は、どのような問題が生じると考えますか。

参考資料1 「復興・創生期間後における復興の基本方針」の「減免措置見直し」

医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免措置については、東日本大震災発災後、平成24年9月末までは地震・津波被災地域を含む被災地全域で減免措置を実施していたが、それ以降は避難指示区域等に居住していた住民に限って、国による特別な減免措置を継続してきた。これらの措置については、避難指示区域等の地方公共団体において住民税減免等の見直しが行われてきていることや、被災地方公共団体の保険財政の状況等も勘案しながら、被保険者間の公平性等の観点からも適切な見直しを行う。

参考資料2 復興庁の行政事業レビューシート（令和2年度）「災害臨時特例補助金(医療保険分)」抜粋 国費投入の必要性

- ・事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。

被災した被保険者の窓口負担（一部負担金）等を保険者が免除した際に発生する財政需要に対して国費で対応するものであり、ニーズを反映している。

- ・地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。

未曾有の大震災への対応として国が実施すべき事業である。

- ・政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。

未曾有の大震災への対応として優先度が高い事業である。

参考資料3 東日本大震災被災者の特例措置による医療費無料化の現状

東日本大震災の被災者の保険料、医療費窓口負担、介護利用料などの免除は国が全額負担する形で始まった。種々の社会保険でも実施されている。

(1) 福島県（福島原発事故の帰還困難区域等を除く）、宮城県（岩手県は割愛）

- ・2012年9月で国の全額負担の制度は廃止された。
- ・2012年10月から、医療費が3%以上増加した市町村に対して、負担増加分の80%を国が交付金で支援してきた。
- ・2014年4月から増加率に応じて最大95%まで引き上げる拡充策がとられている。

福島県（帰還困難区域等を除く）

2割分が自治体の負担となることを理由に、免除措置を打ち切る自治体が続出。現在、特別措置は実施されていない。

(1) 国保の保険料の猶予・免除等

南相馬市、須賀川市など5市町村が2013年3月末で取りやめ。

福島市など36市町村が2012年9月末で取りやめ。

(2) 国保の一部負担金の免除

福島市、郡山市、いわき市など26市町村が2012年9月末で取りやめ。

南相馬市、相馬市、須賀川市など16市町村が2013年3月末で取りやめ。

宮城県（対象要件がある）

現在、特別措置は実施されていない。

- ・2割を県が担ったが、財政負担が重いとして2012年度末で免除を打ち切った。
- ・被災者猛反発で、2014年度から所得を制限して対象者を絞り、全県（35市町村）で再開された。
- ・2015年度末で、仙台市など26市町村が終了。2017年度末で石巻市など6市町が終了。
- ・2019年2月末で、最後まで継続していた名取市、気仙沼市、東松島市も終了した。

トリチウム汚染水海洋放出の問題点に関する政府交渉について

2020年11月26日

経済産業省 様
農林水産省 様
原子力規制庁 様

今年2月10日、経産省の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会（以下「小委員会」と表記）」は報告書で海洋放出が最も現実的との結論を出しました。これを受けて、東京電力は3月24日、汚染水を海水で薄めトリチウム濃度を1500ベクレル/リットルとして30年かけて海洋放出する等の素案を公表しました。

7月3日、10月5日に行われた、私たち脱原発福島県民会議はじめ8団体との政府交渉を踏まえて、再度、12月11日に政府交渉を設定させていただきます。実りあるものとなるよう、よろしくお願いいたします。

12月11日（金） 会場：参議院議員会館 B104会議室 当日のプログラム 13時00分～14時15分 経済産業省との交渉 14時20分～15時05分 農林水産省との交渉 15時10分～16時00分 原子力規制庁との交渉

主催団体

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

紹介議員

福島みずほ参議院議員

連絡先

原子力資料情報室 担当（片岡遼平） Tel：03-6821-3211
ヒバク反対キャンペーン 担当（建部 暉） Tel&Fax：072-792-4628

- ・参加者は40名規模。
- ・報道関係者参加の予定
- ・インターネットによるライブ配信を予定。

経済産業省への質問

論点1 トリチウム汚染水の海洋放出は、ドレン・サブドレン水海洋排出の運用方針の「希釈しない」に違反することについて

質問1 トリチウム汚染水の海洋放出により海洋が汚染されることについて

私たちはこれまで、トリチウム汚染水の海洋放出は、ドレン・サブドレン水海洋排出の運用方針の「希釈しない」に違反すると指摘してきました。「希釈しない」は総量を制限し海洋汚染を押さえるために設けられた重要な約束です。

前回10月5日の交渉で経済産業省は、パンフレット「ALPS 処理水について（2020年7月）」10ページに引用されている「トリチウム汚染水の海洋放出による汚染のシミュレーション図（東電）」について、図は1Bq/Lで線を引いているとして、「汚染の拡大」とは認めませんでした。詳しくは【参考資料】前回10月5日の質問と回答をご覧ください。

質疑の中では、「1Bq/Lでもダメなのか」、「自然界から年2.1mSvあびている」などと、国策で進めた原発の重大事故によってすでに被害者に（法令で担保されている年1mSvを超える）被ばくを強いた国の責任を反省し、被害者に寄り添う姿勢は全く示されませんでした。

（注）梶山経済産業大臣は10月23日の廃炉・汚染水対策チーム会合で、「政府は、復興を完遂する、という強い決意と覚悟を持つとともに、被災地の皆様の気持ちに最大限寄り添って、廃炉・汚染水・処理水の対策に取り組む必要があります。」と述べています。

今回の質問事項

「事故前に比べ海水の放射能濃度が高くなるのが漁業にとって大打撃であること」、「風評被害に留まらず、実害であること」は認めないのですか。漁業に影響がないと断言できるのですか。7月3日に、原発事故によって漁業の復興も未だ路半ばである現状の上にトリチウム汚染水を長期に渡って海洋放出されては「子や孫に未来が示せない」と訴えた漁業者の声はどう受け止められているのでしょうか。

質問2 海に排出されなかった高濃度汚染地下水がトリチウム汚染水に含まれる（約6%）ことについて。

前回10月5日の交渉で、新たに、海に排出されなかった高濃度のドレン・サブドレン水がトリチウム汚染水に含まれている（トリチウム汚染水の約6%）ことを示し、下記の点を指摘しました。

- ① これまでALPS 処理水と、地下水ドレン・サブドレンは全然ちがうという主張をしてきたことについて、撤回すべきである。
- ② 運用目標（1500Bq/L）を超えたものはタンクに貯蔵して排水しないことが約束で、トリチウム汚染水を海水で薄めて放出することは約束違反である。

経済産業省は「海に排出されなかった高濃度汚染地下水がトリチウム汚染水に含まれる（約6%）」という事実は認めましたが、「ALPS 処理水と地下水ドレン・サブドレンは全然ちがうという議論をしてきたことについては、撤回するつもりはない。今、頂いた論点というのは非常に重要な論点だと思いますし、きちんとご説明が必要だという認識は持ちましたので今後の検討の参考にさせていただきます。」との回答でした。

上記の10月5日の質疑を踏まえ、改めて下記の2項目を質問します。

今回の質問事項

- (1) トリチウム汚染水と、地下水ドレン・サブドレンは全然ちがうという主張をしてきたことについては、撤回すべきと考えますが、どうですか。
- (2) 約束では、「運用目標（1500Bq/L）を超えたものはタンクに貯蔵して排水しない」となっています。「運用目標」を超えるドレン・サブドレン水が含まれているトリチウム汚染水を、海水で薄めて放出することは約束違反であると考えますが、どうですか。

論点2 トリチウム汚染水の海洋放出は、関係者の理解を得ることなしにいかなる処分も取らないとの約束に違反することについて

質問3.「関係者の方の理解を得ることなくしていかなる処分もとることは考えておりません。」との糟谷答弁について

2015年1月7日「第6回廃炉・汚染水対策福島評議会」で、糟谷廃炉・汚染水対策チーム事務局長補佐は野崎福島県漁業協同組合連合会代表理事会長の質問に対して、「(ALPS 処理水について、) 関係者の方の理解を得ることなくしていかなる処分もとることは考えておりません」と答弁しています。これは漁協がサブドレン等の地下水海洋排出を苦渋の選択で認めた重要な理由の1つです。

2020年7月3日の政府交渉で経産省は、中長期ロードマップに沿って進めると回答し、糟谷答弁を守ると約束してくださいとの要請には「中長期ロードマップに沿って進める」との回答を繰り返しました。

10月5日の政府交渉では、「糟谷さんの発言も中長期ロードマップの記載も理解を得る努力をするという点では同じ。」と争点に触れない回答で、糟谷答弁を守るとは明言しませんでした。

その後11月1日の福島民報で、経済産業省が県漁連に対して2015年8月24日に「関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません。」(経済産業大臣臨時代理の国務大臣名文書)との旨を文書回答していたことが報じられました。

<p>糟谷答弁 (2015/01/07 廃炉・汚染水対策福島評議会) 関係者の方の理解を得ることなくしていかなる処分もとることは考えておりません。</p>	<p>中長期ロードマップ (該当箇所) 液体廃棄物については、地元関係者の御理解を得ながら対策を実施することとし、海洋への安易な放出は行わない。海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。</p>
<p>経産省文書回答 (2015/8/24) 関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません。</p>	

漁業者は福島原発事故の被害者です。新たな加害を受けることは絶対にあってはなりません。

トリチウム汚染水が海洋放出されれば漁業への影響が出ることは避けられません。「関係者の理解」なくして海洋放出を行うことなどありえません。東京電力も、2015年8月25日に広瀬社長名で福島県漁連に「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、処理した水は発電所敷地内のタンクに貯蔵します。」と回答しています。

今回の質問事項

- (1) 経済産業省が県漁連に対して2015年8月24日に「関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません。」と文書回答していると報道されていますが、これは事実ですね。
- (2) 経済産業省が「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない。」と文書回答していることは政府内で共有されているのですか。
- (3) 県漁連に対する「関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません。」との約束を守るのは当然のことと考えますが、どうですか。

質問4. 漁業関係者、福島県の生産者団体、市町村議会、海洋放出反対の全国署名、パプコメ、海外からの反対書簡、など多方面から反対・懸念の声が高まっている

福島県漁連だけでなく、宮城・茨城漁連、そして全国漁連も断固反対を表明しています。また、福島県では、農協、森林組合など生産者団体が反対を表明し、44自治体議会で意見書等が採択（うち27が反対、賛成は皆無）されています。福島県の漁連・農協・森林組合など主要生産者団体も参加する県民大集会実行委員会の提起した反対署名は42万8千余筆（10月2日現在）が提出され、さらに広がっています。パプコメには海洋放出に懸念を示す意見が5000件と最も多く寄せられました。また、太平洋を共有する海外の人々からも日本の首相宛の反対の書簡が届いています。

今回の質問事項

海洋放出に対して反対や懸念の声が高まっていることについてどのように受け止めていますか。

論点3 トリチウム汚染水を 1500Bq/L に薄めて放出する案の汚染水海洋放出による被ばくについて

質問5. 「指示事項の 1mSv/年」について

7月3日政府交渉の回答

ALPS 処理水の海洋放出は追加被ばく線量限度を 1mSv/年という法律の趣旨に合致をさせることが求められ、達成している。

10月5日の質問事項

- (1) 「指示事項の 1mSv/年」は「線量告示に規定されている 1mSv/年」とは全く別のものであり、「公衆の年間被ばく限度 1mSv/年を担保するもの」として用いることは法令違反と私たちは考えます。経済産業省の見解を示してください。
- (2) 実際、福島第一原発の敷地境界のモニタリング実測値は 1mSv/年をはるかに超える高い線量となっており、ALPS 処理水の海洋放出による追加被ばくが許される状況ではないと私たちは考えます。経済産業省の見解を示してください。

10月5日の政府交渉で経済産業省は、「原子力規制庁の見解を待つ」と回答しました。

原子力規制委員会との交渉では、質疑により、下記の①～③が確認されました。

- ①福島第一原発は線量告示を順守できない状態にある。
- ②「指示事項の 1mSv/年」はその福島第一原発においてリスクの低減を目的として、発災後に生じたがれきや汚染水による追加線量（評価値）について規制庁が決めたルールである。
- ③「指示事項の 1mSv/年」は公衆の被ばく限度 1mSv/年を担保する線量告示とは異なるものである。

これを踏まえて、上記未回答の10月5日の経済産業省への質問に回答を求めます。

質問6. ALPS 処理水の現状に関する在京外交団への説明は、海洋放出は公衆の線量限度 1mSv /年を守っているとの誤解を招く恐れがある。

トリチウムなどの排出規制に関する説明「排出規制基準とは？」に以下のような記述があります。

What is “regulatory standards for discharge” ? (i)
• Japan’s regulatory standards for discharge is set in compliance with the international standards known as publications of International Commission for Radiological Protection (ICRP), keeping additional public radiation dose not exceeding 1mSv/year.

(*In the case of Fukushima Daiichi NPS, the dose should not exceed 1mSv/year.)

(仮訳)「排出規制基準」とは？(i)

・日本の排出規制基準は、国際放射線防護委員会 (ICRP) の刊行物として知られる国際基準に準拠して設定されており、追加の公衆放射線量は 1mSv /年を超えないようになっています。

(*福島第一原子力発電所の場合、線量は 1mSv /年を超えてはなりません。)

この説明について、下記質問事項に回答してください。

今回の質問事項

- (1) 説明では、福島第一原発の敷地境界実効線量が実測で未だに 10mSv/年の規模であることには触れていません。なぜですか。
- (2) かっこ書きの「福島第一原子力発電所の場合の 1mSv /年」は、福島第一原発が特定原子力施設に指定された際「指示事項 11 番目」に定められていることを指すと思われます。これは福島第一原発におけるリスク低減を目的に原子力規制委員会が線量告示とは別に定めたルールで、公衆の線量限度 1mSv /年を担保するものではありません。説明の記述は、ALPS 処理水の海洋放出において公衆の線量限度 1mSv /年が守られているとの誤解を招くと考えますがどうですか。

【参考資料 1】「トリチウム汚染水の海洋放出は『希釈しない』に違反」に関する 10月5日の質問と回答

質問	<p>(7月3日に「サブドレイン水と処理水は全く違う」との要旨の回答があったが、) これでは回答になっていません。</p> <p>サブドレイン等の地下水海洋排出の際の『希釈しない』との取り決め(運用方針)は、高濃度汚染水の排出に歯止めをかけ、総量を規制するために設けられています。これは「海を放射能で汚染させない」ための取り決めなのです。</p> <p>トリチウム汚染水(ALPS 処理水) 120 万トンに含まれるトリチウムは 860 兆 Bq で、これまでのサブドレイン等からの地下水海洋排出に伴うトリチウム放出量 0.6 兆 Bq の 1400 倍にもなります。大量の高濃度トリチウム汚染水を薄めて海洋放出すれば、海が広範囲に汚染されます。経済産業省の「ALPS 処理水について(2020 年 7 月)」10 ページに共同漁業権非設定区域を超える汚染の広がりが示されています。</p> <p>ALPS 処理水を薄めて放出すれば、「希釈しない」によって守ってきた「海を放射能で汚染させない」は踏みにじられるのです。したがって「約束違反」だと指摘しているのです。</p> <p>質問の趣旨に沿った再回答を求めます。</p>
回答	<p>再質問の中で、例えば、海が広範囲に汚染されますということ。処理水について、汚染の広がりを、お示しをさせて頂いているという、汚染の広がりというふうに見て頂くと、若干誤解があるところもあるのかなと思っております。</p> <p>東京電力が公表した、拡散のシミュレーションでございますけれども、ここでおそらく共同漁業権域を超える汚染の広がりというふうに指摘を頂いているのはですね、線を引いているところがちょうど 1 ベクレルを境界に引かしております、ある意味 1 ベクレルを超えるか超えないかというところで線を引かせていただいているわけですが、1500 ベクレルと比べましても、1 ベクレルというのは十分に低い数字でございますし、WHO の飲料水の基準も 1 万ベクレル/リットルという基準でございますので、それと比べて汚染の広がりという議論をする時に、どの程度の数字でみていけばいいのかというのは非常に難しいところだなというふうに思っております。例えば、1970 年代とか 80 年代であれば、日本で降っている降水中のトリチウムの濃度というのは 10 ベクレル程度があったわけでございますし、そういったこともふくめて、少しこの汚染の広がりというのをどのようにとらえていくのかというのは、もちろん数字が変わらないか変わるかという、変わる部分があるので、そういったところもあると思いますけれども、しっかりとそのあたりを、ご理解を頂く必要があるかなと、我々の説明が不足しているところではないかなと思うところであったので、ちょっと補足をさせて頂ければと思うところでございます。</p>

【参考資料2】10月5日の原子力規制委員会との交渉の概要

質問

1. 「指示事項の 1mSv/年」は「線量告示に規定されている 1mSv/年」とは全く別のものではないか。
2. 「指示事項の 1mSv/年」を「公衆の年間被ばく限度 1mSv/年を担保するもの」として用いることは法令違反ではないか。
3. 福島第一原発の敷地境界のモニタリング実測値は 1mSv/年をはるかに超えており、ALPS 処理水の海洋放出による追加被ばくが許される状況ではない。

一括回答：福島第一原子力発電所については、施設全体のリスク低減や、敷地内外の安全の確保を達成するために、東京電力に対して措置を講ずべき事項を示しています。その中で原子力規制委員会は東京電力に対して、福島第一原子力発電所の施設全体から、放射性物質の追加的放出を含め、施設内に保管されている発災以降発生したがれきや汚染水等による敷地境界における実効線量を 1mSv/年未満とすることを求めています。原子力規制委員会はこの敷地境界での実効線量 1mSv/年未満が守られる範囲で、海洋放出であれば人の健康や環境に対して科学的・技術的観点から影響を与えるものではないと考え、認識しています。但し、海洋放出は、行うに当たっては、科学的技術的観点のほか風評被害をはじめとする様々な影響を考慮する必要があると考えており、関係する方がたのご理解ご協力は不可欠であると認識しています。

◆その後の質疑により、確認されたこと

- ①福島第一原発は線量告示（周辺監視区域外で最大 1mSv/年）を遵守できない状態にある。
- ②「指示事項の 1mSv/年」はその福島第一原発においてリスクの低減を目的として、発災後に生じたがれきや汚染水による実効線量（評価値）について規制庁が決めたルールである。
- ③「指示事項の 1mSv/年」は公衆の被ばく限度を担保する線量告示の周辺監視区域外で最大 1mSv/年とは異なるものである。
- ④これを定めた根拠は、「別途、規制委員会が定めるところによる」との規定による

【参考資料3】7月3日政府交渉 追加資料-3 再掲載

福島第一原発の敷地境界線量

	MP-1	MP-2	MP-3	MP-4	MP-5	MP-6	MP-7	MP-8
μ Sv/h	0.699	1.003	0.656	1.219	0.869	0.400	0.693	0.654
mSv/年	6.1	8.8	5.7	10.7	7.6	3.5	6.1	5.7

農林水産省への質問

福島県漁連はもちろん、全漁連も「わが国の漁業者の総意として、海洋放出に絶対反対」と強く反対を表明しています。

農林水産省は10月23日の廃炉・汚染水対策チーム会合で、『ご意見を伺う場』においては、農林水産関係者が放出した場合の風評被害等を懸念しております。特に水産関係者は、海洋放出に強く反対の意見を表明しています。」と、こうした反対の声を紹介し、「漁業関係者の強い反対を踏まえ、農林水産業者の復興に向けた努力に水を差すことにならないような処分方法を検討すること」と意見表明しています。

質問1. 「農林水産業者の復興に向けた努力に水を差すことにならないような処分方法」とは海洋放出や大気放出以外の陸上保管を指すと理解していますが、それでいいですか。

質問2. 農林水産省の意見は政府でどのように受け止められているのですか。

質問3. 10月23日の意見表明が政府の方針に反映されるよう農林水産省として、今後どのような努力をされるのですか。

質問4. 経済産業省が2015年に、糟谷答弁および県漁連への文書回答で「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない。」としていることは政府内で共有されているのですか。

【参考資料】糟谷答弁

2015年1月7日「第6回廃炉・汚染水対策福島評議会」における、野崎福島県漁業協同組合連合会代表理事会長の質問に対する、糟谷廃炉・汚染水対策チーム事務局長補佐の答弁

(ALPS 処理水について、) 関係者の方の理解を得ることなくしていかなる処分もとることは考えておりません。

2015年8月24日の経済産業省から福島県漁連への文書回答

関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません。

原子力規制委員会への質問

質問1. ALPS 処理水の海洋放出は、追加被ばくを前提にしていることについて。

10月5日の交渉で下記の点が明らかになりました。

①福島第一原発は線量告示（周辺監視区域外で最大1mSv/年）を遵守できない状態にある。
②「指示事項の1mSv/年」はその福島第一原発においてリスクの低減を目的として、発災後に生じたがれきや汚染水による実効線量（評価値）について規制庁が決めたルールである。
③「指示事項の1mSv/年」は公衆の被ばく限度を担保する線量告示の周辺監視区域外で最大1mSv/年とは異なるものである。
④これを定めた根拠は、「別途、規制委員会が定めるところによる」との規定による

(1)	福島第一原発は公衆の被ばく線量限度1mSv/年を担保する「線量告示」を遵守できない違法状態にあります。 線量告示とは異なる上記ルールを定め、線量告示違反状態を放置していることは、重大な問題です。上記④の「根拠」となる法令と条文を示してください。
(2)	上記ルールを決める際、放射線審議会に諮りましたか。
(3)	東電に対して規制庁が決めた上記ルールを守ることのみを求め、（自然放射線による被ばくを除き）1mSv/年を超える被ばくを公衆に強いていることは現行法令違反であり、さらに故意の追加被ばくを生じるトリチウム汚染水の放出を行うべきでないと考えますが、どうですか。
(4)	事故によって「違法」な被ばくを強いた福島原発事故被害者にさらなる被ばくを押し付けながら廃炉を進めるのは「故意の加害」による人権侵害であると考えますが、どうですか。

質問2. 放射性物質の海洋投棄が禁止されていることについて（前回時間切れのため、再質問）

(1) 海洋汚染の防止を目的とする国際条約（ロンドン条約）の中で、廃棄物等の海洋への投棄が禁じられています。経済産業省も認めているように、濃度とか影響いかんではなく、「放射性廃棄物その他の放射性物質」そのものが禁止の対象です。原子力規制委員会はこれを承知していますか。

(2) ロンドン議定書では、外洋での海洋投棄が禁止されている対象について、内水における海洋投棄は自国の裁量で禁止できるとされています。具体的には、ロンドン条約議定書第七条で「締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の故意の処分であって、仮に当該廃棄物その他の物を海洋において処分したとするならば第一条に規定する投棄又は海洋における焼却となり得るものを管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。」と明記されています。原子力規制委員会はこれを承知していますか。

(3) ロンドン条約/議定書締約国会議で、廃棄物のパイプラインによる海洋放出が問題にされ、条約事務局見解では、パイプラインなどの排出管を、締約国の裁量で、条約の「投棄」の定義にある「その他の海洋構築物」とみなすこともできるとしています。原子力規制委員会はこうした状況を承知していますか。

質問3. 事故に起因する放射性物質は事故責任者が厳重に管理すべきではありませんか（前回時間切れのため、再質問）

福島原発のトリチウム汚染水は事故に起因するものです。事故責任者による厳重管理が徹底されるべきです。海洋放出による、新たな環境汚染、追加放射線被ばく、様々な被害の押し付けは人権侵害であり、断じて許されません。国策として原子力政策を推進してきた国も東電福島第一原発事故の責任者であり、厳重管理の政策をとるべきです。この点、原子力規制委員会の見解を示してください。